

「経済安全保障法制に関する有識者会議」（第11回）議事要旨

1 日時

令和6年12月24日（火）15時00分から16時30分までの間

2 場所

中央合同庁舎8号館1階 講堂

3 出席者

（委員）

青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授【座長】
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科 教授
兼原 信克	同志社大学 特別客員教授、公益財団法人笹川平和財団 理事
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	経済同友会 経済安全保障委員会 委員長
小林いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
角南 篤	公益財団法人笹川平和財団 理事長
土屋 大洋	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 顧問
畠山 一成	日本商工会議所 常務理事
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 常務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

（政府側）

城内 実	経済安全保障担当大臣・内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
井上 裕之	内閣府事務次官
泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長・内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
佐々木啓介	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
股野 元貞	内閣審議官
塩崎 正晴	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官

後藤 武志	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（総括・企画担当）
三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）
佐々木明彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定社会基盤役務担当）
垣見 直彦	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要技術担当）
井上 哲郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特許出願非公開担当）

4 議事概要

(1) 城内大臣冒頭挨拶

- ・ 委員の皆様におかれては、御多用の中、第 11 回有識者会議に御参加いただき、感謝申し上げます。10 月に経済安全保障担当大臣を拝命した。
- ・ 高市前大臣が実施されてきたことをしっかりと引き継ぎながら、有識者の皆様からの貴重な御意見を賜りながら、経済安全保障の推進に向けて幅広い関係省庁があるので、その司令塔として、先頭に立って、しっかりと取り組んでまいりたい。
- ・ また、前回の 6 月の会議では、国が研究開発を支援する重要技術に関する技術流出防止策について御議論をいただいたと伺っている。貴重な提言として取りまとめいただいたことに、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。
- ・ 本日は、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラ、特定重要技術の 3 分野について御議論をいただくことになっている。委員の皆様方におかれては、これまでと同様、何とぞ忌憚のない御意見、御発言をよろしくお願い申し上げます。

(2) 事務局説明（サプライチェーン強靱化関係）

事務局より、資料 1 から資料 3-2 までの内容について説明。

(3) サプライチェーン強靱化に関する検討会合（令和 6 年 11 月 29 日）の結果について（委員より報告）

- サプライチェーン強靱化に関する検討会合においては、全体的に 3 つの論点について検討させていただき、多数の委員から賛成をいただいている。
- 個別の案件の議論を紹介する。1 番目のサプライチェーン強靱化の取組のフォローアップについては、フォローアップの結果及び今後の取組の方向性を支持する方向性を堅持してほしいという御意見をいただいている。

また、政府と事業者間がこれまで以上に緊密に連携を取りながら、案件を極めて慎重に進めていただきたいということ、中小企業をきちんとサポートすることの重要性、今ある技術と将来ニーズの動向を組み合わせながら、制度をどう運用していくべきかを検討すべきという御指摘をいただいている。

- 2 番目の既指定物資の取組拡充についても取組の拡充を支持するという御意見があった。また同時に、サーキュラーエコノミーの重要性を勘案し政策を進めるべきだという御意見をいただいている。
- 3 番目の国自ら講ずる措置については、我が国のレジリエンスを上げる意味でも大変重要であるということで、基本的には賛成の御意見をいただいた。

ただし、抑制的な運用を前提としつつも、緊急時には遅滞なく適切な措置ができるようにしなければならないという御意見、また、様々なケースに対応できるように柔軟に対応し、果敢に執行できるように運営すべきであるという御意見、また同時に、

制度の意義を広く発信していただきたいという御意見、企業自身が事態に気づいていない場合ということもあり得るので、インテリジェンス機能を高めるべきという御意見をいただいた。

- 全体としては、経済の主役となる企業と安全保障を担う国とのコミュニケーションが重要であり、広報活動を通して経済界が一体となって、この政策を周知、展開していただきたいという御意見をいただいた。具体的な議論の内容は資料4、資料5にあるので、御参照いただきたい。

(4) 事務局説明（基幹インフラ関係及び特定重要技術関係）

事務局より、資料6から8までの内容について説明。

(5) 自由討議

- 本日御説明いただいた3つの議題いずれについても、城内大臣の下、新しい体制においても順調に取組が進展していることを大変喜ばしく、また心強く思っている。関係者の皆様の御尽力に改めて敬意を表したい。

- 1つはサプライチェーンの強靱化について、分科会でも申し上げたことと共通するが、不断の見直し、取組の追加が行われることは大変重要。特に重要鉱物の指定について、今月初めには中国がアメリカに対して新たな輸出規制を導入したことが報じられている。我が国としても、経済的威圧に対するレジリエンスを上げる上で、こういった取組は極めて重要。

- それと関連して、国自ら構ずる措置の中で、分科会でもその重要性が委員の皆様から御指摘があったが、例えば仮想ケース2の場合などは、輸出規制が行われた場合を想定したものと御説明があった。こういった取組を我が国として準備しておくことは極めて重要。国自ら行う措置は、基本的には抑制的に行うべきものということが原則だと思うが、本当に必要になった場合には、迅速かつ実効的に措置を講ずることができるような体制を整えておくことが大事。

- 皆様の御努力に心から敬意と感謝を申し上げる。3点ほどコメントさせていただく。

- 1つ目はトランプ政権が来年1月に立ち上がること。第一次トランプ政権は、対中関与政策を失敗したと断じて、「米中関係は大国間競争」であるという立場を取り始め、経済安全保障施策についても厳しい政策を取り始めた政権だった。バイデン政権はこれを引き継いだが、今度、トランプ政権が帰ってくる。特に日本でも著書が出て

いるコルビーさんという新しい国防次官の方はチャイナホークとして非常に有名な方である。皆様のこれまでの御努力が、彼らの要求に合致するほどのパフォーマンスになっているということをまず申し上げておきたい。

- 2つ目は、コンテナ輸送の港湾作業である。別途、分科会で申し上げたが、コンテナ輸送は海運の世界では革命的なことで、大量のコンテナを荷積みと荷揚げを一気にコンピューターで管理して行うようになった。そのため、船の港の滞留時間はすごく短くなっている。港湾の荷積み、荷下ろしの作業が非常に効率的になっているが、サイバー攻撃でコンピューターがやられると全部作業が止まってしまう。皆様の御努力で、ハードウェアをきれいにしてゼロリスクにするということが進捗しているが、サイバー攻撃でソフトウェアをやられてしまうと全く同じ被害が出るので、別途、政府部内で検討が進んでいるサイバーセキュリティの世界でも、先ずクラウドをきちんと活用する、それから強い暗号をかける、更には政府のサイバーセキュリティ部局に港湾を特定重要インフラストラクチャーということで指定してもらって、政府から直接守ってもらうというようなことを検討していただく必要があるのではないかな。
- 3つ目はGOCOについて、GOCOというのは日本の防衛産業上どうしても必要なものがマーケットから退場されていくときに乗り込んでいくというふうにして使っているが、アメリカで言うときのGOCOは違う。防衛産業政策の根幹を支える仕組みとしてGOCOがある。アメリカのGOCOとは、「新しい兵器を造るときには、政府が全部工場を造ってやる。その造った工場を1ドルで貸してやる」というのがアメリカの防衛産業政策としてのGOCOなのである。こちらが本当のGOCOなので、産業界のほうから、日本政府の使うGOCOという言葉は本来の意味とで違うのではないかという指摘もあるので、御紹介した。
- まず、経済安全保障推進法の関係の法施行について、非常に真摯に取り組んでいただき、また、そのフォローアップもしていただき、すばらしい。特に今回評価したいのは、国が自ら講ずる措置ということで、市場経済の中で特に安全保障的な観点があった場合において、国がインターベンションしていく、これは特定重要物資というサプライチェーンの中であるが、そういった仕組みができたことは非常にすばらしい。
- そこで、今回の仕組みとは関係ないのかもしれないが、防衛産業自身が非常に脆弱化している。これはこれまでの仕組みの欠陥だと思っているが、US-2という飛行艇がある。2メートルぐらいの波でも着水ができるという、世界で最も優れた飛行艇がある。残念ながら価格が高いということで数機しか存在しない。これを造っている会社

があり、ある投資ファンドに買収されそうになったということがあった。非常に株価が上がったということで、その投資ファンドが売り抜けて、その事態は収まったわけだが、このような事態があった場合において、国がインターベンションするための手段が設けられていなければならないのではないか。この事態の場合にはこの条項は発動されないということで、その投資ファンドが買って転売される。それでは終わりということになってしまうのかという危惧を持っている。

何を言いたいかというと、今回の国が自ら講ずる措置というのは、ただ単にこの特定重要物資だけではないということである。我が国の武器を造って何が悪いのかと私は常々思っていて、実際に本当に安全保障に直結する技術が外国に売られてしまう可能性がある場合において、国が何らかの権限を発動してそれを阻止しなければ大きな問題になる。その意味で、今回の仕組みは非常にすばらしい。またさらに安全保障関係は厳しくなってくるが、その点について御留意いただきたい。

- 2つ目は、今回の医療DXの関係で、医療機関についての基幹インフラへ加えていくことについて、前向きな御発言があったが、前回、厚生労働省の方にお聞きしたら、医療法は経済安全保障推進法とは全然関係ないから、例えば地域医療支援病院とか特定機能病院という医療法上のカテゴライズは個別の医療機関を指定する場合において何ら関係ないというような口ぶりでの御説明があった。本当にそうなのか。基幹インフラの場合において、これを所管する大臣の当該事業に対するカテゴライズは参照されてしかるべきだと思っているので、この点については今後、基幹インフラに加えていくという作業があると思うが、この点についてどういったお考えなのか、事務局に聞きたい。
- 推進法の施行以降、サプライチェーンやKプログラムについての進捗がしっかりと見えて非常にありがたい。
- 2つほど指摘したい。1つ目は技術インテリジェンスを国内につくり上げていくことは非常に重要なので、この辺の議論が止まらないように今後も続けていただきたい。
- 2つ目は基幹インフラに関して。今年、NISTが新しいプロトコルを発表したが、日本において新しいプロトコルをどういうタイミングでどのように入れていくのか、加えてエッジのデバイスをどうやって守るのかという点は、基幹インフラの一つの審査要件やクリアすべき要件の一つとして入れていくべきではないか。別の機関でやっている可能性もあると思うが、基幹インフラを実際のサイバー攻撃から守るためにも、特に耐量子計算機暗号に関して、是非そういった考え方を導入いただき

たい。

- 議案3件について、いずれも順調に進んでいるということ、また、必要な追加措置についても積極的に取り組んでいただいております、御尽力に感謝する。2点ほどコメントさせていただく。
- まず1点目は、国自ら講ずる措置で、新しくGOCOというのが紹介されて、非常によい。また、委託先の民間事業者に民間の効率性を求めるということだが、民間の効率性を求めるのであれば、具体的なガバナンス、特に体制、報告、提出書類等については、民間企業の意見をしっかりと確認して、過度な管理負荷がかからないようにしていただきたい。
- 2点目はサプライチェーン強靱化と基幹インフラに関わる点だが、最近、医療従事者の方々から、インフルエンザ、肺炎が流行している時期にあって、抗生物質の入手が困難になってきているという声をよく聞く。抗菌性物質製剤については既にアクションが取られているという報告があったが、これは国民の生命に直結する問題であることから、パンデミック等の発生を待つことなく、国の積極的な関与をお願いしたい。早めのアクションを取るには、各関係省庁で平時から様々な技術を前提に物質供給の蓋然性を把握し、適宜、制度対応を図っていくことが必要。この点を考えても、医療DXの推進は早急に進める必要がある。
- この3年間、有識者会議で議論を重ねてきて、それ以前に考えられなかったような制度が実現している。しかし、先ほどほかの委員からあったとおり、来年以降は、国際政治経済上、予測のつかないことが起こるかもしれない。その結果、私たちに見えていない事態が出現するかもしれない。そういった中で、過度な規制は慎まなければいけないが、適切な規制で最大の効果が上げられるよう、努力していただきたい。
- 本日お話にあったサプライチェーンのフォローアップだが、1.3兆円という数字にはちょっと驚いてしまうのだが、必要かつ慎重な選択が行われているものと考えたい。
- また、医療についても、何でもかんでも規制するのではなく、選択的にその点を選んでいこうと思うので、賛成をしたい。
- その上で、私の大学には病院もあるので、医療について一言だけ足しておきたいのだが、医療は、医師も含めて、病院の関係者が細かな配慮をシステムについてすると

いうことができない。そのような余裕がない。また、診療報酬というのは非常に規制をされているということもあって、利益を出すのが非常に難しいサービスである。そういう意味では、無尽蔵にセキュリティに投資をするということが難しい状況である。そういうふうに考えると、セキュリティが大事だということはもう言うまでもないことだが、バランスの取れた対応をしていく必要がある。

○ 全体を見ていただいて、非常に短期間の間に精度の高い資料を作っていただいたと思っていて、産業界としても実務家としても非常に感謝をしている。実務家として、極めて細かい点になるが2～3指摘させていただきたい。

○ 1つは、サプライチェーンについては分科会でも少し意見を差し上げたが、外国から狙われている技術は刻々と変わっている。例えば、典型的な例で言うと、EVは取得済みというような分類に入ると思うが、この中で今回、先端電子部品というものを加えていただいたことについては非常に高く評価させていただいている。これについては、さらに技術がどんどん変わっていくので、それを意識しながら、産業界とも対話しながら進めていただきたい。

蛍石に関して、リサイクルの範囲を広げていただいたことも非常にありがたい。もちろん半導体にも使われるが、光学素子にも使われているということで、そういうところの削りくずにも蛍石は存在するという記載ぶりにしていただいて、これも感謝している。

○ 今日一番話がしたかったのは、営業秘密や技術流出の話。不競法の改正自体は経産省の方に頑張ってもらっていて、令和5年に改正が行われて、外国で搾取された場合でも日本の法律で裁けるというような法改正をしているのだが、資料にもあるように、営業秘密と認定されるようなものとして、その上で、仮に搾取されたとしても証拠というのは被告側に偏在しているので、なかなか立証するのが難しい。仮に立証して勝ったとしても、既に技術が流出してしまっているという状況には変わらないので、不競法のお世話になる前に、いかにして流出を避けるかというところに産業界としては力を入れている。人による流出も大きいわけだが、個人情報であることもあり、なかなか国籍を追及することは難しいことも多々あると思う。そういう意味でも、こういった機微技術や、経済安全保障上重要な技術を扱っている企業と内閣府の方々に、こういう平場ではなくて、少人数会合を横の繋がりを意識して行うということが広がれば、かなりのケースで流出が事前に防げるのではないかな。

○ 昨今よく行われていることとして、R&Dのときに日本のスタートアップが、例えば、資金のこともあってジョイントベンチャーを組んでいるということがある。そのと

きに、資金がどこから来ているかというところを見逃すと、結果的にはノウハウライセンスというようなものをその会社に要求され、それが結局その会社のバックボーンになっている外国の人間に漏れていくということも聞いたことがあり、R&Dを進める上では、バックグラウンドも調べられれば調べたほうがいい。

- 私は知財の専門家なのだが、知財問題というのはあまり記されていない。デジタル空間を使った技術はいわゆる特許の藪と言ひ、何万、何十万の特許が使わざるを得ない状況に陥っていることがある。そういう特許をたくさん持っている外国企業から日本のスタートアップがたたかれて、権利者が、もし悪意があれば、技術供与を前提に協力関係を築くという形での技術流出もあると思う。

そのようなことが起きないように、信頼できる日本の企業を巻き込んでバックボーンになってもらうということも考えていただきたい。これも経団連を中心とした企業もしくは工業会を巻き込んで、少人数会合で話をすると平場で話せないことも話すことができると思う。資料はすばらしいので、そういうかゆいところに手が届くようなことをやっていただけると、国益上、非常によろしいのではないかな。

- まずは今回議事になっている3つの点については、レビューも含めて着実に進めてこられていることに感謝するとともに、敬意を表したい。中小企業の観点で2点申し上げたい。

- 1点目は、中小企業への配慮の点である。これまで分科会も含めて、施行が進む中で関わっている中小企業も相当数いるというような話をお伺いしている。分野によっても全然異なると思うが、それぞれのケースで中小企業のキャパシティを踏まえた対応もされているというのも少し伺った。ぜひ制度の実効性を上げていくためにも、こうした事例については、一般化できるようなものについては、分野をまたいでいろいろな担当部局でもシェアしていただき、より効果的な取組を行っていただきたい。

- 2点目は、中小企業へのリーチの点である。経済安全保障自体は、この会議で議論していただいている内容も含め、非常に関連する施策が多岐にわたる。中小企業へのアウトリーチについては、常に制度の背景にある現状、様々な制度がどのような相互の関係にあるのか、できるだけ全体像を分かりやすく説明していかないと、なかなか理解が進まないということがあるかと思う。ぜひとも関係省庁、関係施策との連携をお願いしたい。

その上で、関わり合いが深いような中小企業については、対象を絞ってプッシュ型で周知していくことが非常に重要かと思うので、特に中小企業が活躍することが多

いような分野については、こうしたことも配慮してリーチしていただくことをお願いしたい。

○ 城内大臣のもと、事務局の皆様の御尽力に改めて御礼と感謝を申し上げます。御説明があった資料に即して、意見とお願いを申し上げます。

○ まず資料1のサプライチェーン強靱化のフォローアップと今後の見直しの方向性についてだが、それぞれの重要物資ごとに認定事業者の取組の進捗を整理していただき、また、進捗に影響を及ぼす要因分析を挙げていただき、大変具体的な改善や工夫の例としての方向性も打ち出しているというので、非常に重要なこと。ぜひこの方向性のもとで検討が進められていくことを期待している。そして、資料2の指定物資の取組の拡充についてだが、市場の動向や産業界の取組を的確に把握していただきながら必要な措置を検討していただいている結果と理解している。この点についても異論はない。

○ このようなサプライチェーン強靱化の重要性に関して、付言したいことがある。先日、関西の経済界が中国を訪問した。中国の政府要人との会談やサプライチェーン促進博覧会への出展などをした。私どもの会社でも技術情報の取扱にはいろいろな配慮をしながら、ということではある。

そして、エレクトロニクスの分野、あるいは携帯端末のメーカーにはとどまらず、さらには電気自動車へと展開を遂げている企業の現場などを目の当たりにし、中国の国内経済に関する不調が取り沙汰されている中、やはりマーケットの規模の桁が違ふことが牽引力となって、量産効果も働き、技術の実装のスピードが非常に速い、ということを経済界の脅威であることとともに、改めて、この訪中ミッションの皆さんが共通して改めて実感した、とのことである。

このように、技術の実装を通じてサプライチェーンの構築が急速に進んでいる中国の動向にも改めて留意しながら、サプライチェーンの強靱化の取組をさらにスピードアップをしていくことが不可欠であり、政策のフォローアップとさらなる展開に取り組んでいただくことは非常に重要なこと。

○ それから、資料3の国自ら講じる措置について。法律上の建付けとして、特定重要物資の中で位置づけられているということなので、どうしても経済界や産業界との関係で、国の介入については抑制的な位置づけになっていることをもちろん理解はしており、産業界の一端を担う立場からしても、この検討がどのように進んでいくのかという点について大変強い関心を持っている。

しかしながら、そもそも国民生活にとっての自律性と不可欠性という観点からす

れば、先ほどもほかの委員の方からの言及があったが、防衛産業をはじめとして、国自らがより積極的な位置づけをしていただくことが必要な取組があるのではないかと、そのように位置づけることが重要ではないかと私自身は考えている。

この観点から、いわば日本版「GOCO」に関して、慎重に検討を進めていただくことも重要だし、経済界や産業界との対話、コミュニケーションももちろん深めていただくことは大変ありがたいことではあるが、さらに一層幅広く理解と支持を得ていくためにはどういうふうな工夫があるのだろうかということを改めて御検討いただくことも必要なことではないか。そのような検討が進められることを大いにサポートしていきたい。

- 資料6の基幹インフラの医療分野の追加に関する検討について。やはり医療が生命・身体の安全に直結するという、国民生活の基盤を支える非常に重要な分野であることにかんがみて、検討が少しずつ進んでいるということも今日の御説明の中で改めて確認をさせていただいたが、ハード・ソフト・システムのセキュリティ確保をはじめとして、ぜひ検討についてはより深く、また少しスピードアップをしていただくことが不可欠ではないか。検討が進んでいくことを期待している。
- 今回のサプライチェーン強靱化の取組のフォローアップ等とは直接関係ないが、米中対立の行方を、非常に懸念をしている。ほかの委員からも御指摘があった中国によるデュアルユース関係の対米規制の強化には、わが国のサプライチェーン強靱化施策の対象である重要鉱物の再輸出規制も含まれるようだ。実際にどういう形で規制が及んでくるか分からないが、産業界としては非常に気にしている。本会議でも十分フォローアップしていく必要がある。
- GOCOについては、分科会でも私から申し上げ、今まさにほかの委員も言われたとおり、その適用には抑制的であるべきだ。しかし、一旦決めたら果断にやらなければならない。民から官への主役の転換をいかなるタイミングでやるのかというのは非常に難しい問題。この辺りは、実際に運用を開始した後に、フォローアップを行い、修正すべきところがあれば修正するという姿勢で取り組む必要があると考える。いずれにしても、官民の日頃からのコミュニケーションが重要であり、その上で何をやるべきかが問われてくる。
- 基幹インフラ分野への医療分野の追加については、医療分野の所管省庁は厚生労働省だと思うが、支払基金があり、病院にも大学病院とか公立病院とかいろいろなものがあるので、事業者、特にベンダー企業からすると、医療機関ごとに要求されるものが異なってくると対応コストが非常にかさんでしまう。そういうことがないよう

に本有識者会議、あるいは内閣府中心にフォローアップをきちんとやっていただくことが重要。

- 経済安全保障はもう3年ほど議論をしているが、以前と比べて議論が深くなってきた、検討が進んできた。同時に、世界の情勢が予測を超えて変化しており、地政学的な問題もあり、ますますこういった分野が必要になってきている。

特に6月の提言を踏まえ、各関係省庁で、研究セキュリティに関する議論が進んでいる。研究インテグリティ、研究セキュリティをどううまくマネージしていくか、どう評価していくか、関係する個人がリテラシーをどう高めていくのかということが重要になってきているし、組織としての考え方がどう変わってくるのかという、非常に重要な転機にある。

資料7にあるように、科学技術・イノベーション推進事務局における補正予算事業というのは、各研究機関等のリスクマネジメント体制を充実していくという意味においても極めて重要になってきている。さらに深化させていただきたい。

- G7等の諸外国での事例を含めて、先ほど説明があったが、資金配分機関や大学、国立研究開発法人、企業を含めて多様なステークホルダーと丁寧な議論を重ねて、本事業の実施を通じて、研究機関等の実態に応じた実効的かつ効率的な研究セキュリティ、研究インテグリティをマネージしていく体制を確保できるようにすることが重要だ。

そういった中で、運用する人材をどう養成していくか、または人材がこういったガバナンスに対応できるのかということも考えていく必要がある。

- また、第7期の科学技術・イノベーション基本計画の中に、経済安全保障がどういうふうに書き込まれて、実行されていくのかというところにも十分注力していくことが必要。

さらに世界の情勢を考えると、日本の立ち位置は、G7だけではなく、グローバルサウスを含めて、どういうふうに我が国の経済安全保障を担保していくのかという、ある意味で科学技術外交的な要素というのはあちこちに点在しているので、それらを包括的に議論していく場をつくるのが、今後の日本の立ち位置にとって重要なものではないか。

- 本日提案されている3つの議案だが、いずれもその考え方、今後行う政策の実施の方向性について、基本的に賛成する。その上で2点ほどコメントさせていただく。

- まず一つはサプライチェーン強靱化の取組の中で、今回、国が独自で行う、国が自

ら講ずる措置についてということが提案されている。法第44条、第45条を具体化する、それを実効性のあるものにするということで、経済安全保障政策を非常に高い次元で実施できると思うので、賛成する。

ただ、その上で、日本では専門・特殊な技術を持っている企業には、比較的中小企業が多いということがあるので、今まで以上に中小企業の在り方、中小企業の支援、あるいは目配りが重要であるということをお願いしたい。また、国と民間事業者との間の情報交換、コミュニケーションが一層重要であるということは、皆様御指摘のとおり。

- 2点目は基幹インフラについてだが、今般、港湾運送事業について特別な措置が行われるということだが、検討が進められていることについて、非常に心強く感じた。ぜひこの方向で進めていただきたい。

- 医療分野についてだが、ほかの委員が御指摘されたことと私も同じ印象を持っている。1つは、個別の医療機関あるいは病院等をこれまでは制度の対象にしないということで、前回話が合ったわけだが、今後、基幹インフラ制度の対象となり得る医療機関とか特定重要設備について検討するとの方向性が出されたということで、本当によかった。全ての医療機関、病院を対象にするということは、ある意味で現実的には難しいところがあるが、特に広域の医療圏を対象としている、あるいはそこにおいて司令塔の役割を果たしている基幹病院であるとか拠点病院において、院内システムがダウンすることによって非常に深刻な影響が生じる、あるいは深刻なダメージを受けるということは既に事例が生じている。そういうことがあるので、非常に重要性の高い医療機関、病院というものをきちんと選定し、そして基幹インフラ制度の対象としての政策対応をしていくことは大変重要である。

ただ、これも別の委員から御指摘されたとおりだが、現在多くの病院においては、IT関係の人材がかなり不足しているのではないかとということ。それから、相当の資金不足もあると伺っている。そうすると、国民の生命を守るという意味においても大変重要な施設なので、現状を考慮した上で支援体制づくりに取り組んでいただきたい。

- 最後に1つ、先ほど抗生薬の不足の問題の御指摘があった。実際に深刻な状況が生じているが、ただ、厚生労働省もこの3年間、これについてはいろいろな形で協議し、対策を打ってきているということである。部分的に対策の効果が出ているところもあるが、その深刻な状況がまだ続いている。

これについては、専門的な知見をお持ちの厚生労働省、その関係の皆様の方の政策の検討、対応が重要であると思うが、経済安全保障法制の在り方において、国民の生命、財産に非常に深刻な影響を与えるものに関しては、関連する省庁間の連携であると

か、国あるいは内閣官房との連携が非常に重要であるということが指摘されている。

- その意味で、厚生労働省と内閣官房・内閣府との間の情報の緊密なやり取りとか政策のつなぎというのをもう少し強くしていただくこともあっていいのではないかと。
- これまでの取組の状況と準備状況について御説明いただき感謝。今後も各国の動向を見据えながら検討が続いていくものと思う。サプライチェーンと基幹インフラについて、1つずつ感想を申し上げる。
- サプライチェーンの強靱化の取組については、経済安全保障を図る上では技術流出対策と生産能力の確保が非常に重要である。そこで、政府所有、民間運営方式というのは、高く評価できる。もちろん、規制の在り方としては強度という評価もあるが、海外では産官学の連携に寄与するものとして、研究所の運営方式の一つとして定着しているということも聞いている。そこで、産官学の情報共有も図った上で、民間の力を生かす手法として、柔軟な運用を図っていくことも考えられる。
- 次に、基幹インフラ制度の問題だが、医療分野の問題は市民生活への影響が直接的なので、引き続き十分な取組が必要である。個別の医療機関の指定をどうするかに関わる問題だが、医療DXの推進に加えて、特に地域医療との関係で、首都圏以外が取り残されることがないようにすることが必要なのではないかと。
- 大変充実した御報告をいただいた。関係各位に感謝を申し上げます。その上で3点コメントさせていただく。
- 1点目は全般について。サプライチェーンに関しても、基幹インフラに関しても、企業、産業界とのコミュニケーション、あるいは説明、連携が重要であるというのが繰り返し出てくるということで、先ほど中小企業との関係も言及があったが、まさに経済安全保障政策全般にそういうことが言えると思うが、官民の緊密な連携がないと実効性がないというのがこの施策の最大の特徴の一つである。各事業を推進する中でそのようなことが改めて確認されてきているということであるので、このような考え方を経済安全保障政策全般における基本的な考え方、方針として位置づけ、そのための機会をつくる枠組みを充実させる、このこと自身を重要施策として推進していくということも必要になるのではないかと。
- 2点目、基幹インフラに関して個別の話なのだが、支払基金の話も出てきて、医療DXあるいはデータヘルス、データ利活用に関して非常に重要な施策になるというこ

となので、ここに入ってくるのは重要なこと。

ただ、この機関自身はデジタルデータの活用を想定していないので、支払基金法という法律の中では十分に担保できないので、その改正も必要になるということから、厚生労働省の所管でやらなければいけないので、この関係と併せてかなり緊密な連携をお願いしたい。

- 3点目だが、重要技術に関する技術流出防止について、資料の中で12月19日に学術審議会で研究セキュリティについての報告があったという資料が出てきている。その資料の中に、今回、日本の大学がコンソーシアムをつくってリサーチセキュリティに取り組んでいくというようなことが書かれている。デューデリジェンスのためのキャパシティービルディング、それから大学間の情報共有等も進めることになるが、特に重要なのは国際間の情報共有であり、もともとの話はG7のセキュリティの議論から始まっているので、米国及びカナダ、もともとのコンソーシアム自身がカナダのものをモデルにしているが、そこの情報共有が既に始まりつつある。

その情報の中身を見ると、実際には大学に閉じているものではなくて、産学連携だとか、スタートアップだとか、いろいろな形でほかのセクター、これは文科省の施策の外側に出ているものが多い。だから、その情報の共有をどういう形で行うのか。産学をまたがる場合もあるし、省庁をまたがる場合もあるということで、実際はこの連携は政府とセット、対になった連携を行い、必要な情報共有を行っていくことが必要なのではないか。一種のインテリジェンスの共有方法についての枠組みにつながっていくのではないか。

- 本日の3件の議題について、全て強く支持したい。短時間で、不断の見直しにより、常に改善し、成長し、深化させていくという経済安全保障法制の制度の充実に向けて御努力いただいた皆様方に敬意を表し、感謝申し上げる。

- 3点ほど申し上げたい。GOC0については、本日提示された内容は、合理的で非常に抑制的であり、また効果的なものと思うので、当該措置の実施の前提となる特定重要物資安定供給確保基本指針の体制等が速やかになされるようにと期待している。

- また、サプライチェーンの強靱化について、過去半年の間に、認定事業者の報告に基づき進捗状況の評価を経て、計画の進捗に影響を及ぼす要因が明確化しつつある。今後の取組や見直しの方向性がそれで明らかになってきたことは大きな成果であり、今後の定期的な見直しにおける評価手法の開発に有益である。

- 基幹インフラ役務の安定的な供給については、新たに港湾運送事業が加わること

になり、今そのための政令の準備等がなされているが、スマートポートが世界的に広がっているので、外国や団体の行動によりバックドアなどが仕掛けられる可能性が増し、港湾のサイバー攻撃に対する脆弱性が増していると懸念している。不断の見直しの一環として、港湾運送事業はもちろんのこと、他の14の事業も含めて、特定重要設備レベルの適切性の検討見直しなども行っていただきたい。同じように医療についても、危険が増大している世界情勢であり、被害例が出ているので、議論を進めて、早急に行動を取っていただきたい。

(6) 事務局からの回答（サプライチェーン強靱化関係について）

- サプライチェーン強靱化関係について、いろいろ留意すべき点をいただいたので、それぞれの御意見にしっかりと留意していきたい。特にGOC0の枠組みについては、実施すべきときにはしっかりと迅速かつ実効的に実施すべきであるという御意見、アメリカにおけるGOC0とのコンセプトの違いへの留意、委託先事業者に過度に負担をかけるべきではないというような御留意事項をいくつかいただいた。しっかりと留意してまいりたい。
- 検討事項として、防衛産業を含めてファンドによる買収をどう考えるのかという御意見や、何名かの委員の方々から、産業界との緊密な連携をしっかりと行うべきであるという御意見を承った。これらについてもしっかりと取り組んでいきたい。
- 医薬品の不足については、実際私どものチームにも厚生労働省からの出向者が来ており、厚生労働省とも緊密に連携しているつもりだが、いま一層、厚生労働省も含めてしっかり連携を強化していきたい。
- 中小企業への配慮についても、サプライチェーンの強靱化に関する検討会合においても御説明したとおり、今後も引き続き中小企業への配慮やリーチの在り方をしっかり検討して取り組んでいきたい。
- 最後に、国自ら行う措置に関する今後の見通しについて、本日のこの会議を受けて、速やかにパブリックコメントにかけさせていただき、パブリックコメントを1か月、そこから数週間、私どもの検討を経て、早ければ2月中にも政令の改正と基本指針の改正の閣議決定を行いたい。

事務局からの回答（基幹インフラ関係について）

- まず、デジタル化を含めて、コンテナターミナルでサイバーセキュリティ対策はかなりちゃんとやらなければいけないのではないかと御指摘をいただいた。御指

摘のとおり、コンテナターミナルは、ターミナルオペレーションシステム、オンラインで使っているようなシステムになっており、こういった貨物の計画や管理を事業者、関係者でやっているということで、この事案を受けて、港湾運送事業法やサイバーセキュリティ基本法、今回の経済安全保障推進法、それぞれ三位一体的に取り組んでいくということで考えている。しっかりと先生の御指摘を踏まえて、相互補完しながら対応していきたい。

- 医療DXあるいは個別の医療機関について前進だという話があった。また、しっかりと地域医療や特殊性を踏まえながら考えていくべきではないかといった、機能に着目して検討すべきだという御指摘があった。

医療については、御指摘のとおり、その機能が低下した場合、国民生活、生存に重大な影響が及ぼされるものであり、経済安全保障推進法に定める国民生活や経済活動の基盤となる役務と考えている。この安定的な提供をしっかりと確保することは一つ大事な観点になってくるのではないかとということで、事業の規模や代替可能性といった観点から、先生方の御指摘を踏まえながら、厚生労働省ともしっかりと基幹インフラの該当性、地域医療の体制をどうやって確保していくかということを検討してまいりたい。

- 続けて、耐量子暗号やセキュリティ関係の話で、今後参考にすべきではないかといった御指摘があった。セキュリティ対策については、例えば、特定重要設備なのか、構成設備なのかという観点もあり、それ以外にもリスク管理措置といったところで、セキュリティ対策をどのように取っているかといった観点で、今後も耐量子暗号などを含めて、普及してきた中にはこういったことを不断の見直しとしてやっていくべきかと考えている。現時点では、いずれもセキュリティ対応が重要だろうと思うが、こういうものは今後普及していく中で考えていきたい。

- 病院の体制等の話で、個別の病院では、サイバーセキュリティ対策の体制や診療報酬の制限があるのでなかなか限界なのではないか、利益が出しづらい、そのためバランスの取れた対応が必要ではないかといった御指摘があった。経済安全保障推進法の基本指針の中で、基幹インフラを指定する際の考え方が定められている。その中でも、基幹インフラを指定するに当たっては経済的・社会的観点から留意すべき事項として、その対象については経済活動に影響を及ぼし得るので、様々な点に配慮すべきという旨の記載がある。規制の対象にするにあたっては真に必要な範囲に限定するようといった留意すべき点があるので、御指摘の点は個別の医療機関の検討に当たっては、厚生労働省ともしっかりと議論していきたい。

- また、中小企業への配慮ということで、さらにリーチをどのようにするかといった御指摘をいただいた。こちらについては中小企業に限らず、内閣府としては、制度が運用されて半年以上経っているが、全国での説明会を通じて、制度だけではなく運用の中で見えてきた課題等を御説明している。それ以外にも、今回例えば、港湾に関しては制度改正が行われていくというところなので、所管省庁とも連携しながら、対象となり得る事業者に対して御説明することで、理解を深めていただきたい。
- また、医療の話で、どのようにやっていくのか、かなり負担になるのではないかとという御指摘、特にベンダー企業のほうでこの対象になった場合、どのようにやっていくのかといった御指摘をいただいた。こちらも先ほどの経済安全保障推進法の基本指針の中で、特定重要設備だとか構成設備などの考え方に関して、立案に当たって配慮すべき事項があり、一つは適正な競争環境を阻害しないようにし、基幹インフラ役務の提供に当たって過度な負担を生じないようにすることで、対象は必要な範囲に限定するといったことが定められている。こういった観点を踏まえながら、今後しっかりと対象設備を検討し、また関係する事業者にも丁寧に御説明、検討を進めていきたい。
- 医療については、重要な分野だということで検討を進めるべきだという御指摘があった。一方で、届出の対象になる場合は負担が増えてきてしまうのではないかと、支援すべきではないかということも御検討いただきたいという御指摘もあった。
 まずは今まで申し上げたとおり、過度な負担が生じないようにと考えていきたいと思っている。その上で支援の仕方によどのような方法があるかということに関しては、内閣府だけではなくて関係省庁などとも検討する中で、いただいた視点が重要な視点だと思っているので、それを踏まえて検討を進めることが重要。
- 地理的事情を踏まえて、地域の医療の司令塔となる病院についても検討してほしいといったことを御指摘いただいた。こちらも特定社会基盤事業者を指定するに当たっての検討の項目としては、代替可能性ということがあり、その中で地理的事情なども考慮すべきといったことがあるので、委員からの御指摘の点も踏まえて検討を進めてまいりたい。
- 医療 DX の中でデータベース等の関連で、データヘルスは進めていくといったことがあるので、制度の関係省庁とも連携すべきといったことを御指摘いただいている。こちら当然、厚生労働省と今回の基幹インフラ制度に追加する中で制度や運用をどのようにしていくかという観点からもしっかりと連携してまいりたい。

事務局からの回答（特定重要技術関係について）

- 企業の皆様、あるいは大学の皆様と密接に連携しながら検討を進めていくことが重要だという御指摘を多数いただいたものと理解しており、しっかりと議論しながら、コミュニケーションを取りながら進めてまいりたい。
- 営業秘密については、営業秘密としての制度上の課題もあると承知している。私どもとしては、まず国の研究をということで御提言いただいたものなので、Kプロの委託費用等を中心に、まずいろいろと意見交換をさせていただきたい。
- 研究セキュリティ、研究インテグリティについて御指摘をいただいた。私どもとしても、CSTI のほうで確保された補正予算事業をしっかりと活用することで、連携して進めていきたいと考えており、研究機関等のリスクマネジメントに活用いただけるように、よく議論した上で実施をするようにしてまいりたい。
- 大学コンソーシアムとの連携についても御指摘をいただいた。私どもとしても、そういったコンソーシアムとの連携、あるいは外国機関との連携、また国内の政府機関との連携に留意しながら進めてまいりたい。

科学技術・イノベーション推進事務局からの回答

- 人材育成の話、それから経済安全保障と科学技術との関係というお話をいただいた。実は昨日、総合科学技術・イノベーション会議が開かれ、次期基本計画に対する諮問をいただいた。早速、今日、専門調査会が始まったという状況。その中でも有識者の先生方から、非常に科学技術と経済安全保障をしっかりと見ていかないといけないという議論が出ており、人材育成についても検討テーマの一つという形で挙がっているので、そこは今後しっかりと議論させていただきたい。

委員からの追加の発言

- 医療法を参考にするのかどうかということについて明確な御回答をいただきたい。港湾運送事業についても、当然のことながら港湾運送事業法が参考にされた。前回の厚生労働省の御回答においては、医療法は何ら関係ないのだと。基本的に趣旨目的は関係ないから、医療法における医療機関のカテゴライズというのは全く参考にならないような口ぶりだったのだが、仮に個別の医療機関を指定する場合において、医療法上のカテゴリーというものは参考になるのかならないのか聞かせていただきたい。

事務局より再回答

- 経済安全保障推進法であるが、ほかの分野で御覧いただければ御理解いただける

とおり、各分野に業法があつて、それに対する上乗せ規定である。医療について、私たちがこれから厚生労働省ともしっかり議論しながら考えていきたいが、内閣府としては、おっしゃるとおり、医療法は一つの考え方になると思っている。そこは厚生労働省とも引き続き議論していきたい。内閣府としては、医療法に定めている病院のカテゴリーの定義があるので、検討材料になってくると考えている。

(6) 城内大臣閉会挨拶

- ・ 青木座長はじめ、今日御列席の委員の皆様、心からお礼申し上げたい。
- ・ 本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、経済安全保障推進法におけるサプライチェーンの強靱化制度については、引き続き、民間企業が行う特定重要物資の安定供給確保に向けた取組に対する支援を一層拡充してまいりたい。

加えて、こうした民間企業の取組のみでは安定供給確保が困難な場合に備えるために、経済安全保障推進法に基づく措置として、政府が民間事業者の工場等の施設を取得・保有し、物資の生産等を民間事業者に委託することなどを可能とする制度化の作業を進めてまいる。これはパンデミック等による緊急時や原材料の供給が他国の輸出管理措置等により途絶してしまった場合などに、国民の生存や国民生活、あるいは経済を守るための制度であり、速やかに実施、実現をしてまいる。

- ・ 基幹インフラに関する制度につきましては、本年の通常国会における法改正を踏まえて、一般港湾運送事業の追加に向けて、来年秋頃の制度運用開始のために準備を進めてまいる。

医療分野については、その機能が停止・低下した場合に、国民生活、さらには国民の生存に重大な影響を及ぼすおそれがある重要な社会のインフラの一つである。このため、万全の対策を講じていく必要があることは言うまでもない。衆議院、参議院の附帯決議等では、医療分野を基幹インフラ制度の対象に追加することを検討することとされている。医療DXの推進状況などの観点も踏まえ、来年夏までに結論を得て、速やかに必要な対応を行うべく、引き続き検討を進めてまいる。

- ・ 経済安全保障上の重要技術に関する技術流出の防止については、本年6月にこの会議で取りまとめたいただいた提言を踏まえて、引き続き取組を推進してまいる。

また、先端重要技術の研究開発支援についても、着実に取組を進めてまいる。

- ・ これまで委員の皆様方には、経済安全保障法制に関する諸課題について、多角的な視点で貴重な御意見をいただいた。今日も、世界情勢が大変速いスピードで大きく変化中、官民の日頃からのコミュニケーション、民間企業は中小企業も含めてという御指摘や、また、国のきめ細かい、かつ十分な支援体制の強化が不可欠であるというような貴重な御意見を賜った。改めて感謝申し上げたい。